

◆櫻弓會會則

- 【名称】 第1条 本会は「學習院櫻弓會」と称する。
- 【目的】 第2条 本会は學習院弓道部発展への協力と会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達するため次の事業を行う。
一、会員総会、その他の集会の開催
二、學習院弓道部に対する支援
三、本会、および弓道部の情報公開
四、その他必要な事業
- 【会員】 第4条 本会の会員は「學習院弓道部に在籍したもので、入会の手続きをしたもの。」とする。
但し、特別の理由なく2年以上会費の納入を怠ったものは総会における議決権を停止する。
一、卒業時に弓道部主務から登録情報を提出されることを以て入会手続きとする。
二、会員は連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに事務局または学年代表者に申し出ること。
- 【運営機】 第5条 本会の運営機関として支援部と管理部の2つを設置する。
一、支援部 弓道部に対する各種支援事項を行う。
二、管理部 会計、広報、行事運営を執り行う。
- 第6条 本会に次の役員を置き、兼任を妨げない。
一、理事 15名以内
役員、会員の推薦により選出し、総会の承認を得る。
役員会にて協議の上、各運営に協力する。
二、会長 1名
理事の中から役員会で推薦し、総会の承認を得たもの。
会長は本会を代表し会務を総理する。
三、副会長 2名
理事の中から会長の指名による。
副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職を代行する。
四、顧問 若干名
役員会の推薦により、会長が委嘱する。
五、常任理事 2名
理事の互選による。支援部、管理部を統括する。
六、会計 2名
理事の互選による。管理部において会計の責任を負う。
七、監事 1名以上
役員会の推薦により、会長が委嘱する。
監事は会計を監査する。
- 第7条 役員任期は2年とし留年は妨げない。欠員を生じた場合は第6条の規定に従って選任する。
但し、この場合は前任者の残りの任期とする。
- 【役員会】 第8条 役員会は次に従って開催する。
一、招集 会長は必要に応じて招集し、或いは理事総数の5分の1以上から会議の目的を示して役員会召集の要求があった場合には、会長は役員会を招集しなければならない。
二、審議事項 本会の目的を達するために必要な事項。
三、決議方法 出席役員（委任状提出者を含む）の過半数以上の賛成による。

- 【総会】 第9条 総会は次に従って開催する。
- 一、開催
 - 通常総会は原則として会計年度（毎年4月1日～翌3月31日）終了後3ヶ月以内に開催し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
 - 二、審議事項
 - イ、会長の承認
 - ロ、事業計画・予算案の承認
 - ハ、事業報告・決算案の承認
 - ニ、その他本会の目的を達するために必要な事項
 - 三、決議方法
 - 出席会員（委任状提出者を含む）の過半数以上の賛成による。
- 【会計】 第10条 本会の会員は会費を納入しなければならない。
 総会、その他の集会、行事等に関して、その費用を必要に応じて、特別会費として徴収することができる。
- 第11条 本会の運営費は会員からの会費その他の収入による。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 【退会】 第13条 本会の退会は次の通りとし、役員会が承認したもの。
- 一、会員本人の申出による。但し再度入会の申し込みがあったものは会員とする。
 - 二、会員で本会の体面を毀損する行為のあったものは、総会の決議によりこれを除名することができる。
- 【会則変更】 第14条 本会の会則変更、加除は全て総会の承認を得なければならない。

- 附則 第1条 本会則は平成2年6月2日から発効する。
- 第2条 会費は年額10,000円（女性会員は5,000円）、但し卒業後3年間は半額とする。
- 第3条 議決権を停止された会員は、当該年度分と過去1年分の会費を納入することで議決権を回復する。
- 第4条 会員が死去した場合、献花することができる。
- 第5条 本会の事務局は「学習院大学・輔仁会弓道部」に置く。
 〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 輔仁会弓道部内 櫻弓會事務局

平成4年6月6日	改正
平成6年6月11日	改定
平成7年6月11日	改定
平成8年6月1日	改定
平成10年6月6日	改定
平成13年6月2日	改定
平成24年6月9日	改定

【支援部】

支援部の活動を以下の通り定義する。

- 一、支援事項の担当者は、原則として桜弓会が会員の中から人選を行い本人了承のもと推薦を行う。
- 二、支援事項担当者は2名以上で担当し、役員を1人以上含め、単独で行わない。
- 三、支援事項における具体的な方法は、担当者間で協議を行い実行する。
- 四、協議事項は支援部を統括する常任理事へ随時報告する。

【管理部】

管理部の活動を以下の通り定義する。

- 一、会計は会費と会員情報の管理を担う。
- 二、広報はホームページ、ブログ、メーリングリストの管理・運営を担い、弓道部、桜弓会双方の共通点となる情報を適切な方法で収集・公開する。また会員からの連絡をとりまとめる。
- 三、行事運営は行事の企画進行を担う。
- 四、協議事項は管理部を統括する常任理事へ随時報告する。

組織図

